

3項中「第14条第4項」を「第14条第5項及び第6項」に、「同項第1号」を「同条第5項第1号及び第6項」に、「同項第2号」を「同条第5項第2号」に改める。

様式第4号の第1面及び様式第5号の第1面中「の規定」を「(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「の更新又は」を「、更新及び」に、「内容」を「変更の場合にあっては、その内容」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

資源循環推進課

通訳案内士法に基づき提出する書類の経路に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第29号

通訳案内士法に基づき提出する書類の経路に関する規則の一部を改正する規則

通訳案内士法に基づき提出する書類の経路に関する規則(昭和26年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

観光誘客課国際観光推進室

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第30号

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

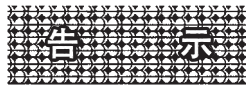
長野県都市公園規則(昭和41年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第8条第1項第9号」を「第8条第9号」に改め、同条第3号を削る。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課



選告示第10号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

平成27年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢賢一郎

表中

「	松本市梓川老人福祉センター	” 梓川梓2293番地2	”	」
	松本市四賀保健センター	” 七嵐85番地2	”	

を

「	松本市四賀保健センター	” 七嵐85番地2	”	」
---	-------------	-----------	---	---

に、

「	千曲市勤労青少年ホーム	千曲市大字杭瀬下1131番地3	千曲市選挙管理委員会	」
	千曲市更埴老人福祉センター	” 大字杭瀬下1128	”	
	千曲市あんずの里観光会館	” 大字森1406番地1	”	

を

「	千曲市あんずの里観光会館	千曲市大字森1406番地1	千曲市選挙管理委員会	」
---	--------------	---------------	------------	---

に、

「	豊丘村福祉センター	” 豊丘村大字神稲369番地	豊丘村選挙管理委員会	」
---	-----------	----------------	------------	---

を 「	豊丘村交流学習センター	” 豊丘村大字神稲369番地	豊丘村選挙管理委員会	」
に、				
「	木曾勤労者福祉センター	木曾郡上松町大字上松159番地の4	上松町選挙管理委員会	」
を				
「	上松町ひのきの里総合文化センター	木曾郡上松町大字上松159番地4	上松町選挙管理委員会	」
に、				
「	坂城上山田農業協同組合本所 坂城上山田農業協同組合坂城支所 坂城上山田農業協同組合南条支所	埴科郡坂城町大字坂城9333-1 ” ” 大字坂城6193 ” ” 大字南条6033	坂城町選挙管理委員会 ” ”	」
を				
「	ちくま農業協同組合坂城支所 ちくま農業協同組合村上店 坂城町文化センター体育館 (財)さかきテクノセンター	埴科郡坂城町大字坂城9333番地1 ” ” 大字上五明648番地 ” ” 大字中之条2468番地 ” ” 大字南条4861番地35	坂城町選挙管理委員会 ” ” ”	」

に改める。

選挙管理委員会

選告示第11号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成27年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「佐久福寿苑	佐久市岩村田4213」を	
「地域密着型小規模特別養護老人ホームあさがお	小諸市東雲5丁目7番1号	に、
佐久福寿苑	佐久市岩村田4213	」
「社会福祉法人孝明 特別養護老人ホーム孝明館	安曇野市明科七貴3681」を	
「介護付有料老人ホームあい愛塩尻	塩尻市大字洗馬2515番地1	に改める。
社会福祉法人孝明 特別養護老人ホーム孝明館	安曇野市明科七貴3681	」

選挙管理委員会